

高知県オフセット・クレジット(高知県J-VER)制度森林管理プロジェクト
におけるプロジェクト対象地に関する持続性確認説明会

当プロジェクトは、森林施業計画単位の申請でないため、プロジェクト対象森林以外の森林所有者の方に、高知県オフセット・クレジット(高知県 J-VER)制度の趣旨を説明し、制度終了後 10 年間は不適切な主伐や土地転用を行わないことを十分理解してもらうため説明会を開催した。

< 狼内地区での制度説明会の開催 >



< 上長谷地区での制度説明会の開催 >



※高知県オフセット・クレジット(高知県J-VER)制度森林管理プロジェクトにおけるプロジェクト対象地に関する永続性確認説明会名簿

(狼内集会所)

No1

No.	住所	氏名
1	狼内	
2	来栖野	
3	上下長谷	
4	成山129	
5	狼内	
6	狼内	
7	狼内	
8	狼由	
9	狼内	
10	来栖野	
11	狼内	
12	狼内	
13	狼内	
14	狼内	
15	狼内	
16	狼内	
17	狼内	
18		
19		
20		
21		
22		
23		
24		
25		
26		

No.	住所	氏名
27		
28		
29		
30		
31		
32		
33		
34		
35		
36		
37		
38		
39		
40		
41		
42		
43		
44		
45		
46		
47		
48		
49		
50		
51		
52		

※高知県オフセット・クレジット(高知県J-VER)制度森林管理プロジェクトにおけるプロジェクト対象地に関する持続性確認説明会名簿 (上長谷集会所)

No.1

No.	住所	氏名
1	上長谷	
2	上長谷	
3	上長谷	
4	上長谷	
5	上長谷	
6	下長谷	
7	上長谷	
8	上長谷	
9	上長谷	
10	来栖野	
11	上長谷	
12	曾川	
13	上長谷	
14	上長谷	
15		
16		
17		
18		
19		
20		
21		
22		
23		
24		
25		
26		

No.	住所	氏名
27		
28		
29		
30		
31		
32		
33		
34		
35		
36		
37		
38		
39		
40		
41		
42		
43		
44		
45		
46		
47		
48		
49		
50		
51		
52		

説明会記録

説明会名	高知県オフセット・クレジット(高知県J-VER)制度森林管理プロジェクトにおけるプロジェクト対象地に関する持続性確認説明会
開催年月日	平成24年5月12日(土)
開催時刻	午前・午後10時00分～午前・午後11時30分
開催場所	狼内集会所
参加者数	17人(別紙名簿)
説明出席者	産業建設課 田辺課長・大塚 猛・松本 晃
説明趣旨	<p><説明事項></p> <p>三原村では、高知県オフセット・クレジット(高知県J-VER)制度に基づく申請を行います。この制度は、持続可能な森林経営活動CO2吸収量の増大を図る、間伐促進型プロジェクトによるものです。</p> <p>本説明は、当該森林施業計画内の森林所有者に対して、次の内容についてご理解と了解を得るために開催するものです。</p> <p>当該プロジェクト登録日以降、平成35年3月31日までの間に、クレジット発行対象期間内に、人為的な土地転用(収用などの避けがたい土地転用を除く。)及び不適切な主伐を行わないこと。</p> <p>当該プロジェクト登録日以降、平成35年3月31日までの間に、クレジット発行対象期間内に、第三者に当該プロジェクトが実施された対象地を譲渡する契約を行う際には、譲渡人に上記内容を継承させること。</p>
説明会記録	<p><内容></p> <p>Q なかなか説明を聞いても詳しくは分かりぬくいが、温暖化対策のための事業ということで、また、村有林を活用しての事業でいいことだと思う。</p> <p>Q この制度で得た資金を使って、村有林の整備を図っていくという内容のようだったと思うが、民有林の整備はできないのか。</p> <p>A 村有林を対象としたもので、村有林を整備することで地域の活性化を図っていくもので民有林の整備には充てることはできません。</p> <p>Q わしらを含め、所有者には何の影響もないのか。個人の山もあわせて間伐せなあいかんとか。</p> <p>A お集まりいただいています、森林所有者の方々が森林整備をしなければいけないとか、そういうことは一切ありません。主伐又は土地転用をしないようにしていただければそれだけです。</p> <p>Q 森林のCO2吸収量いうたらどれだけあるものか。クレジットとなる金額は。</p> <p>A 現在、計画で算出しているのは、確定ではありませんが、対象面積35.99haで約580t/CO2です。これは林齢などによって違ってきます。クレジットについては、トン当たりの単価設定が必要となりますが、例えば1t/CO2当たり1万円とすれば580万円となります。これはあくまで、参考金額としてです。</p> <p>Q 村有林を活用して、林業を活性化させる事業としていいのでは。</p>
	上記、説明事項について内容を説明し、了解を得た。

説明会記録

説明会名	高知県オフセット・クレジット(高知県J-VER)制度森林管理プロジェクトにおけるプロジェクト対象地に関する持続性確認説明会
開催年月日	平成24年5月12日(土)
開催時刻	午前(午後)1時30分～午前(午後)2時30分
開催場所	上長谷公会堂
参加者数	14人(別紙名簿)
説明出席者	産業建設課 田辺課長・大塚 猛・松本 晃
説明趣旨	<p><説明事項></p> <p>三原村では、高知県オフセット・クレジット(高知県J-VER)制度に基づく申請を行います。この制度は、持続可能な森林経営活動CO2吸収量の増大を図る、間伐促進型プロジェクトによるものです。</p> <p>本説明は、当該森林施業計画内の森林所有者に対して、次の内容についてご理解と了解を得るために開催するものです。</p> <p>当該プロジェクト登録日以降、平成35年3月31日までの間に、クレジット発行対象期間内に、人為的な土地転用(収用などの避けがたい土地転用を除く。)及び不適切な主伐を行わないこと。</p> <p>当該プロジェクト登録日以降、平成35年3月31日までの間に、クレジット発行対象期間内に、第三者に当該プロジェクトが実施された対象地を譲渡する契約を行う際には、譲渡人に上記内容を継承させること。</p>
説明会記録	<p><内容></p> <p>Q この制度は、聞いたことはあるが、様々な制度に取り組んでいくのはいいことだと思う。</p> <p>Q 高知県で、この事業をやっている市町村はどれくらいあるのか。</p> <p>A 今年の3月末時点で、10市町村においてこのプロジェクトが登録となっています。幡多地区ではなくて、三原が申請したところです。</p> <p>Q 木が吸収する二酸化炭素はどうやって計算して、どれくらいなものか</p> <p>A 山での調査を行って各種データを取り、それをもとに計算式があるのですが、説明するのがちょっと難しいのですが、すみません、林齢等で違うのでいちがいには言えませんが、1ha当たり、5～12tくらいとなるようです。</p> <p>Q この制度は、村有林だけではなく、個人の山もできるのか。</p> <p>A 今回のプロジェクトでは、村有林を対象としています。民有林も対象可能です。</p> <p>Q まずは、村有林でやってみて、よければ民有林でもやっていったらええね。</p> <p>Q 今、木を売っても安いし、主伐することはまずないろう。</p> <p>Q この制度では、CO2の吸収量を計算して売却するとの内容のようだけど、本当に売れるのかその額はいったいどれくらいか。</p> <p>A 森林のCO2吸収量を対象地で調査し、計算して吸収量を出します。単価はまだ設定できていませんが、例えば1t-CO2当たり1万円とすると、今回計画地の面積が35.99haで見込み吸収量が約580t-CO2なので580万円となります。売却できるかですが、企業等に買っていただけるよう取り組みますし、有効な手段の中で対応していきたいと思っています。</p> <p>Q 少しで、林業が活性化するように村には取り組んでいてもらいたい。</p> <p>A 皆さんに御理解をいただくなかで、またこの制度以外でも林業活性化のため取り組んでいきます。</p>
	上記、説明事項について内容を説明し、了解を得た。

電話説明記録

通信年月日	平成24年5月1日
通信時刻	午前・ <u>午後</u> 17時40分～午前・ <u>午後</u> 17時55分
通信相手住所	
通信相手名	
対応者名	三原村役場 産業建設課 林業振興係 大塚 猛
説明趣旨	<p><説明目的></p> <p>三原村では、高知県オフセット・クレジット(高知県J-VER)制度に基づく申請を行います。この制度は、持続可能な森林経営活動CO2吸収量の増大を図る、間伐促進型プロジェクト申請によるものです。</p> <p>本説明は、当該森林施業計画内の森林所有者に対して、下記の内容について了解を得ることを目的とする。</p> <p><説明事項></p> <p>当該プロジェクト登録日以降、平成35年3月31日までの間に、クレジット発行対象期間内に、人為的な土地転用(収用などの避けがたい土地転用を除く。)及び不適切な主伐を行わないこと。</p> <p>当該プロジェクト登録日以降、平成35年3月31日までの間に、クレジット発行対象期間内に、第三者に当該プロジェクトが実施された対象地を譲渡する契約を行う際には、譲渡人に上記内容を継承させること。</p>
説明記録	<p><内容></p> <p>Q 現在、県外にいるため森林の整備などは全くしていないが大丈夫か。また、これから先もそういった事をしなくても大丈夫か。</p> <p>A 森林所有者が森林整備をしなければならないといったような事はありません。主伐及び土地の転用を行わないようにしていただければ大丈夫です。</p> <p>Q これで得たお金はどうするのか。</p> <p>A 地域の活性化に使わせていただきます。</p> <p>Q 特に何かをしなければいけないということが無いのであれば問題無いと思う。</p>

電話説明記録

通信年月日	平成24年5月1日
通信時刻	午前・午後18時00分～午前・午後18時10分
通信相手住所	
通信相手名	
対応者名	三原村役場 産業建設課 林業振興係 松本 晃
説明趣旨	<p><説明目的></p> <p>三原村では、高知県オフセット・クレジット(高知県J-VER)制度に基づく申請を行います。この制度は、持続可能な森林経営活動CO2吸収量の増大を図る、間伐促進型プロジェクト申請によるものです。</p> <p>本説明は、当該森林施業計画内の森林所有者に対して、下記の内容について了解を得ることを目的とする。</p> <p><説明事項></p> <p>当該プロジェクト登録日以降、平成35年3月31日までの間に、クレジット発行対象期間内に、人為的な土地転用(収用などの避けがたい土地転用を除く。)及び不適切な主伐を行わないこと。</p> <p>当該プロジェクト登録日以降、平成35年3月31日までの間に、クレジット発行対象期間内に、第三者に当該プロジェクトが実施された対象地を譲渡する契約を行う際には、譲渡人に上記内容を継承させること。</p>
説明記録	<p><内容></p> <p>Q 制度の仕組みがなかなか難しいが、森林所有者に土地の転用を行わないことと主伐以外に制約はあるか。</p> <p>A 特に無いです。</p> <p>Q なら村に任せる。</p>

電話説明記録

通信年月日	平成24年5月2日
通信時刻	午前・午後17時30分～午前・午後17時40分
通信相手住所	
通信相手名	
対応者名	三原村役場 産業建設課 林業振興係 松本 晃
説明趣旨	<p><説明目的></p> <p>三原村では、高知県オフセット・クレジット(高知県J-VER)制度に基づく申請を行います。この制度は、持続可能な森林経営活動CO2吸収量の増大を図る、間伐促進型プロジェクト申請によるものです。</p> <p>本説明は、当該森林施業計画内の森林所有者に対して、下記の内容について了解を得ることを目的とする。</p> <p><説明事項></p> <p>当該プロジェクト登録日以降、平成35年3月31日までの間に、クレジット発行対象期間内に、人為的な土地転用(収用などの避けがたい土地転用を除く。)及び不適切な主伐を行わないこと。</p> <p>当該プロジェクト登録日以降、平成35年3月31日までの間に、クレジット発行対象期間内に、第三者に当該プロジェクトが実施された対象地を譲渡する契約を行う際には、譲渡人に上記内容を継承させること。</p>
説明記録	<p><内容></p> <p>Q 土地の転用も主伐もする予定はないので問題無い。この制度の利益はどのくらいになるのか。</p> <p>A 現在の計画では確実ではありませんが、500万円程度の計画となっています。</p> <p>Q その利益はどうするのか。</p> <p>A 地域の活性化に使わせていただきます。</p>

電話説明記録

通信年月日	平成24年5月2日
通信時刻	午前・ <u>午後</u> 18時15分～午前・ <u>午後</u> 18時30分
通信相手住所	
通信相手名	
対応者名	三原村役場 産業建設課 林業振興係 大塚 猛
説明趣旨	<p><説明目的></p> <p>三原村では、高知県オフセット・クレジット(高知県J-VER)制度に基づく申請を行います。この制度は、持続可能な森林経営活動CO2吸収量の増大を図る、間伐促進型プロジェクト申請によるものです。</p> <p>本説明は、当該森林施業計画内の森林所有者に対して、下記の内容について了解を得ることを目的とする。</p> <p><説明事項></p> <p>当該プロジェクト登録日以降、平成35年3月31日までの間に、クレジット発行対象期間内に、人為的な土地転用(収用などの避けがたい土地転用を除く。)及び不適切な主伐を行わないこと。</p> <p>当該プロジェクト登録日以降、平成35年3月31日までの間に、クレジット発行対象期間内に、第三者に当該プロジェクトが実施された対象地を譲渡する契約を行う際には、譲渡人に上記内容を継承させること。</p>
説明記録	<p><内容></p> <p>Q 内容が難しいが、土地転用と主伐はその期間まで行わないと思う。譲渡もする予定はない</p> <p>A わからないことがあればまたお聞きしてください。</p>

電話説明記録

通信年月日	平成24年5月2日
通信時刻	午前・午後18時40分～午前・午後18時55分
通信相手住所	
通信相手名	
対応者名	三原村役場 産業建設課 林業振興係 大塚 猛
説明趣旨	<p><説明目的></p> <p>三原村では、高知県オフセット・クレジット(高知県J-VER)制度に基づく申請を行います。この制度は、持続可能な森林経営活動CO2吸収量の増大を図る、間伐促進型プロジェクト申請によるものです。</p> <p>本説明は、当該森林施業計画内の森林所有者に対して、下記の内容について了解を得ることを目的とする。</p> <p><説明事項></p> <p>当該プロジェクト登録日以降、平成35年3月31日までの間に、クレジット発行対象期間内に、人為的な土地転用(収用などの避けがたい土地転用を除く。)及び不適切な主伐を行わないこと。</p> <p>当該プロジェクト登録日以降、平成35年3月31日までの間に、クレジット発行対象期間内に、第三者に当該プロジェクトが実施された対象地を譲渡する契約を行う際には、譲渡人に上記内容を継承させること。</p>
説明記録	<p><内容></p> <p>Q この制度で土地転用と主伐以外にやらなければいけないことはあるか。</p> <p>A 特にありません。</p> <p>Q そうであれば、かまわない。</p>

電話説明記録

通信年月日	平成24年5月2日
通信時刻	午前・午後19時10分～午前・午後19時20分
通信相手住所	
通信相手名	
対応者名	三原村役場 産業建設課 林業振興係 大塚 猛
説明趣旨	<p><説明目的></p> <p>三原村では、高知県オフセット・クレジット(高知県J-VER)制度に基づく申請を行います。この制度は、持続可能な森林経営活動CO2吸収量の増大を図る、間伐促進型プロジェクト申請によるものです。</p> <p>本説明は、当該森林施業計画内の森林所有者に対して、下記の内容について了解を得ることを目的とする。</p> <p><説明事項></p> <p>当該プロジェクト登録日以降、平成35年3月31日までの間に、クレジット発行対象期間内に、人為的な土地転用(収用などの避けがたい土地転用を除く。)及び不適切な主伐を行わないこと。</p> <p>当該プロジェクト登録日以降、平成35年3月31日までの間に、クレジット発行対象期間内に、第三者に当該プロジェクトが実施された対象地を譲渡する契約を行う際には、譲渡人に上記内容を継承させること。</p>
説明記録	<p><内容></p> <p>Q こちらは何もしなくてもよいのか。</p> <p>A かまいません。プロジェクトの期間中に土地の転用、主伐を行わないことだけです。譲渡する場合はこの内容を継承させて下さい。</p> <p>Q こちらにそれ以外何も影響が無いのであれば問題はない</p>

電話説明記録

通信年月日	平成24年5月7日
通信時刻	午前・ <u>午後</u> 17時20分～午前・ <u>午後</u> 17時30分
通信相手住所	
通信相手名	
対応者名	三原村役場 産業建設課 林業振興係 松本 晃
説明趣旨	<p><説明目的></p> <p>三原村では、高知県オフセット・クレジット(高知県J-VER)制度に基づく申請を行います。この制度は、持続可能な森林経営活動CO2吸収量の増大を図る、間伐促進型プロジェクト申請によるものです。</p> <p>本説明は、当該森林施業計画内の森林所有者に対して、下記の内容について了解を得ることを目的とする。</p> <p><説明事項></p> <p>当該プロジェクト登録日以降、平成35年3月31日までの間に、クレジット発行対象期間内に、人為的な土地転用(収用などの避けがたい土地転用を除く。)及び不適切な主伐を行わないこと。</p> <p>当該プロジェクト登録日以降、平成35年3月31日までの間に、クレジット発行対象期間内に、第三者に当該プロジェクトが実施された対象地を譲渡する契約を行う際には、譲渡人に上記内容を継承させること。</p>
説明記録	<p><内容></p> <p>Q 山は整備なんかもせず、ほったらかしにしている。それでもかまわないか。</p> <p>A 大丈夫です。主伐、土地の転用を制度の期間中に行わないようにしていただくだけです。</p> <p>Q それならもう村にお任せする。</p>

電話説明記録

通信年月日	平成24年5月7日
通信時刻	午前・午後17時40分～午前・午後17時55分
通信相手住所	
通信相手名	
対応者名	三原村役場 産業建設課 林業振興係 松本 晃
説明趣旨	<p><説明目的></p> <p>三原村では、高知県オフセット・クレジット(高知県J-VER)制度に基づく申請を行います。この制度は、持続可能な森林経営活動CO2吸収量の増大を図る、間伐促進型プロジェクト申請によるものです。</p> <p>本説明は、当該森林施業計画内の森林所有者に対して、下記の内容について了解を得ることを目的とする。</p> <p><説明事項></p> <p>当該プロジェクト登録日以降、平成35年3月31日までの間に、クレジット発行対象期間内に、人為的な土地転用(収用などの避けがたい土地転用を除く。)及び不適切な主伐を行わないこと。</p> <p>当該プロジェクト登録日以降、平成35年3月31日までの間に、クレジット発行対象期間内に、第三者に当該プロジェクトが実施された対象地を譲渡する契約を行う際には、譲渡人に上記内容を継承させること。</p>
説明記録	<p><内容></p> <p>Q 制度がわかりづらいが自分は村外にいて、説明された主伐などを行うつもりもない。なので村のためになるようなものならかまわない。</p>

電話説明記録

通信年月日	平成24年5月7日
通信時刻	午前・午後18時10分～午前・午後18時25分
通信相手住所	
通信相手名	
対応者名	三原村役場 産業建設課 林業振興係 大塚 猛
説明趣旨	<p><説明目的></p> <p>三原村では、高知県オフセット・クレジット(高知県J-VER)制度に基づく申請を行います。この制度は、持続可能な森林経営活動CO2吸収量の増大を図る、間伐促進型プロジェクト申請によるものです。</p> <p>本説明は、当該森林施業計画内の森林所有者に対して、下記の内容について了解を得ることを目的とする。</p> <p><説明事項></p> <p>当該プロジェクト登録日以降、平成35年3月31日までの間に、クレジット発行対象期間内に、人為的な土地転用(収用などの避けがたい土地転用を除く。)及び不適切な主伐を行わないこと。</p> <p>当該プロジェクト登録日以降、平成35年3月31日までの間に、クレジット発行対象期間内に、第三者に当該プロジェクトが実施された対象地を譲渡する契約を行う際には、譲渡人に上記内容を継承させること。</p>
説明記録	<p><内容></p> <p>Q 自分達の山で何かするってということはないのか。森林整備など。あと村有林だけで行うのか。</p> <p>A この制度は村有林活用して行います。森林所有者は何もしてもらわなくてもかまいません。ただ、説明させてもらったとおり土地の転用、主伐などを行わないようお願いします。</p> <p>Q 面倒なことしなくてもよいなら大丈夫。</p>

電話説明記録

通信年月日	平成24年5月7日
通信時刻	午前・午後18時30分～午前・午後18時45分
通信相手住所	
通信相手名	
対応者名	三原村役場 産業建設課 林業振興係 大塚 猛
説明趣旨	<p><説明目的></p> <p>三原村では、高知県オフセット・クレジット(高知県J-VER)制度に基づく申請を行います。この制度は、持続可能な森林経営活動CO2吸収量の増大を図る、間伐促進型プロジェクト申請によるものです。</p> <p>本説明は、当該森林施業計画内の森林所有者に対して、下記の内容について了解を得ることを目的とする。</p> <p><説明事項></p> <p>当該プロジェクト登録日以降、平成35年3月31日までの間に、クレジット発行対象期間内に、人為的な土地転用(収用などの避けがたい土地転用を除く。)及び不適切な主伐を行わないこと。</p> <p>当該プロジェクト登録日以降、平成35年3月31日までの間に、クレジット発行対象期間内に、第三者に当該プロジェクトが実施された対象地を譲渡する契約を行う際には、譲渡人に上記内容を継承させること。</p>
説明記録	<p><内容></p> <p>Q 説明された主伐なんかをすることは無い。村の活性化のため頑張ってもらいたい。</p>

電話説明記録

通信年月日	平成24年5月8日
通信時刻	午前・午後17時10分～午前・午後17時20分
通信相手住所	
通信相手名	
対応者名	三原村役場 産業建設課 林業振興係 松本 晃
説明趣旨	<p><説明目的></p> <p>三原村では、高知県オフセット・クレジット(高知県J-VER)制度に基づく申請を行います。この制度は、持続可能な森林経営活動CO2吸収量の増大を図る、間伐促進型プロジェクト申請によるものです。</p> <p>本説明は、当該森林施業計画内の森林所有者に対して、下記の内容について了解を得ることを目的とする。</p> <p><説明事項></p> <p>当該プロジェクト登録日以降、平成35年3月31日までの間に、クレジット発行対象期間内に、人為的な土地転用(収用などの避けがたい土地転用を除く。)及び不適切な主伐を行わないこと。</p> <p>当該プロジェクト登録日以降、平成35年3月31日までの間に、クレジット発行対象期間内に、第三者に当該プロジェクトが実施された対象地を譲渡する契約を行う際には、譲渡人に上記内容を継承させること。</p>
説明記録	<p><内容></p> <p>Q 山のことは何もしていないし、これからはしないと思う。村のためになるならかまわない。</p>

電話説明記録

通信年月日	平成24年5月8日
通信時刻	午前・ <u>午後</u> 17時30分～午前・ <u>午後</u> 17時45分
通信相手住所	[REDACTED]
通信相手名	[REDACTED]
対応者名	三原村役場 産業建設課 林業振興係 大塚 猛
説明趣旨	<p><説明目的></p> <p>三原村では、高知県オフセット・クレジット(高知県J-VER)制度に基づく申請を行います。この制度は、持続可能な森林経営活動CO2吸収量の増大を図る、間伐促進型プロジェクト申請によるものです。</p> <p>本説明は、当該森林施業計画内の森林所有者に対して、下記の内容について了解を得ることを目的とする。</p> <p><説明事項></p> <p>当該プロジェクト登録日以降、平成35年3月31日までの間に、クレジット発行対象期間内に、人為的な土地転用(収用などの避けがたい土地転用を除く。)及び不適切な主伐を行わないこと。</p> <p>当該プロジェクト登録日以降、平成35年3月31日までの間に、クレジット発行対象期間内に、第三者に当該プロジェクトが実施された対象地を譲渡する契約を行う際には、譲渡人に上記内容を継承させること。</p>
説明記録	<p><内容></p> <p>Q 主伐、土地の転用は行わないから大丈夫。この制度でもらったお金で自分たちの民有林の整備はできないのか。</p> <p>A この制度は村有林を対象にしたもので、得たお金は村有林の整備に充てさせていただき、地域の活性化を図っていきますので、民有林の整備には使えません。</p> <p>Q 民有林の整備なんかもできるような事業にも取り組んで欲しい。</p>

電話説明記録

通信年月日	平成24年5月8日
通信時刻	午前・午後18時00分～午前・午後18時15分
通信相手住所	
通信相手名	
対応者名	三原村役場 産業建設課 林業振興係 大塚 猛
説明趣旨	<p><説明目的></p> <p>三原村では、高知県オフセット・クレジット(高知県J-VER)制度に基づく申請を行います。この制度は、持続可能な森林経営活動CO2吸収量の増大を図る、間伐促進型プロジェクト申請によるものです。</p> <p>本説明は、当該森林施業計画内の森林所有者に対して、下記の内容について了解を得ることを目的とする。</p> <p><説明事項></p> <p>当該プロジェクト登録日以降、平成35年3月31日までの間に、クレジット発行対象期間内に、人為的な土地転用(収用などの避けがたい土地転用を除く。)及び不適切な主伐を行わないこと。</p> <p>当該プロジェクト登録日以降、平成35年3月31日までの間に、クレジット発行対象期間内に、第三者に当該プロジェクトが実施された対象地を譲渡する契約を行う際には、譲渡人に上記内容を継承させること。</p>
説明記録	<p><内容></p> <p>Q 内容については、温暖化対策にもなるということだと思います。今は、木も安いし伐る事はないと思う。何か補助で間伐できるようだったら、教えてほしい。</p> <p>A 国の造林補助等活用してもらえれば整備できます。森林組合にも伝えておきます。</p> <p>Q 内容については、わかりました。</p>

電話説明記録

通信年月日	平成24年5月8日
通信時刻	午前・ <u>午後</u> 18時30分～午前・ <u>午後</u> 18時45分
通信相手住所	
通信相手名	
対応者名	三原村役場 産業建設課 林業振興係 大塚 猛
説明趣旨	<p><説明目的></p> <p>三原村では、高知県オフセット・クレジット(高知県J-VER)制度に基づく申請を行います。この制度は、持続可能な森林経営活動CO2吸収量の増大を図る、間伐促進型プロジェクト申請によるものです。</p> <p>本説明は、当該森林施業計画内の森林所有者に対して、下記の内容について了解を得ることを目的とする。</p> <p><説明事項></p> <p>当該プロジェクト登録日以降、平成35年3月31日までの間に、クレジット発行対象期間内に、人為的な土地転用(収用などの避けがたい土地転用を除く。)及び不適切な主伐を行わないこと。</p> <p>当該プロジェクト登録日以降、平成35年3月31日までの間に、クレジット発行対象期間内に、第三者に当該プロジェクトが実施された対象地を譲渡する契約を行う際には、譲渡人に上記内容を継承させること。</p>
説明記録	<p><内容></p> <p>Q この事業は、個人の山の整備とかは関係ないのか。</p> <p>A 村有林を対象とした制度なので、民有林整備は特に必要ないです。ただ、先程も言いましたが主伐、土地転用を行わないようにしていただければということです。</p> <p>特に、個人さんにご迷惑をおかけする事はありません。</p> <p>Q よくはわからないけど、本当に、こんなことしてお金になるのか。</p> <p>A 制度に沿って適正な場所でCO2を算定し、クレジットとするもので、その後、制度の趣旨を理解してくれる企業などに働きかけていく必要があります。地域のためとなるように、今後も取り組んでいきます。</p> <p>Q だいたい分かったので、がんばってくれたや。</p>

高知県オフセット・クレジット（高知県 J - VER）制度森林管理プロジェクト
におけるプロジェクト対象地に関する永続性確認等覚書

高知県オフセット・クレジット（高知県 J - VER）制度に基づく申請に関して、森林所有者である三原村森林組合（以下「甲」という。）とプロジェクト代表事業者である高知県三原村（以下「乙」という。）は、下記の事項を実施することに合意する。

記

- 1 当該プロジェクト登録日以降、平成 35 年 3 月 31 日までの間に、当該プロジェクトが実施された対象地において、土地転用（収用などの避けがたい土地転用を除く。）及び不適切な主伐（方法論 R001 における適格性基準条件 2 に反する主伐及び伐採後の放棄）等温室効果ガス吸収量を消滅させる行為を行わないこと。
- 2 当該プロジェクト登録日以降、平成 35 年 3 月 31 日までの間に、第三者に当該プロジェクトが実施された対象地を譲渡する契約を行う際には、譲渡人に上記内容を継承させること。
- 3 甲は、村有林整備等により発生する高知県 J - VER に関する一切の権限を乙に委譲する。

平成 24 年 4 月 24 日

甲 住所

氏名

乙 住所 高知県幡多郡三原村来栖野 3 4 6 番地

高知県三原村

氏名 三原村長 杉本 嘉宏



高知県オフセット・クレジット（高知県 J - VER）制度森林管理プロジェクト
におけるプロジェクト対象地に関する永続性確認等覚書

高知県オフセット・クレジット（高知県 J - VER）制度に基づく申請に関して、森林所有者である岩井清（以下「甲」という。）とプロジェクト代表事業者である高知県三原村（以下「乙」という。）は、下記の事項を実施することに合意する。

記

- 1 当該プロジェクト登録日以降、平成 35 年 3 月 31 日までの間に、当該プロジェクトが実施された対象地において、土地転用（収用などの避けがたい土地転用を除く。）及び不適切な主伐（方法論 R001 における適格性基準条件 2 に反する主伐及び伐採後の放棄）等温室効果ガス吸収量を消滅させる行為を行わないこと。
- 2 当該プロジェクト登録日以降、平成 35 年 3 月 31 日までの間に、第三者に当該プロジェクトが実施された対象地を譲渡する契約を行う際には、譲渡人に上記内容を継承させること。
- 3 甲は、村有林整備等により発生する高知県 J - VER に関する一切の権限を乙に委譲する。

平成 24 年 4 月 24 日

甲 住所

氏名

乙 住所 高知県幡多郡三原村来栖野 3 4 6 番地

高知県三原村

氏名 三原村長 杉本 嘉宏



高知県オフセット・クレジット（高知県 J - VER）制度森林管理プロジェクト
におけるプロジェクト対象地に関する永続性確認等覚書

高知県オフセット・クレジット（高知県 J - VER）制度に基づく申請に関して、森林所有者である中平直明（以下「甲」という。）とプロジェクト代表事業者である高知県三原村（以下「乙」という。）は、下記の事項を実施することに合意する。

記

- 1 当該プロジェクト登録日以降、平成 35 年 3 月 31 日までの間に、当該プロジェクトが実施された対象地において、土地転用（収用などの避けがたい土地転用を除く。）及び不適切な主伐（方法論 R001 における適格性基準条件 2 に反する主伐及び伐採後の放棄）等温室効果ガス吸収量を消滅させる行為を行わないこと。
- 2 当該プロジェクト登録日以降、平成 35 年 3 月 31 日までの間に、第三者に当該プロジェクトが実施された対象地を譲渡する契約を行う際には、譲渡人に上記内容を継承させること。
- 3 甲は、村有林整備等により発生する高知県 J - VER に関する一切の権限を乙に委譲する。

平成 27 年 4 月 24 日

甲 住所

氏名

乙 住所 高知県幡多郡三原村来栖野 3 4 6 番地
高知県三原村

氏名 三原村長 杉本 嘉宏

